

2015年度 中央大学特定課題研究費 — 研究報告書 —

所属	法務研究科	身分	教授
氏名	執行秀幸		
NAME	Hideyuki Shigyo		

1. 研究課題

（和文）過失相殺法理の比較法的研究—アメリカ法との比較を中心に—

（英文）A Comparative Law Study of Contributory Negligence: In Comparison with United States Law

2. 研究期間

2年間

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度）

（和文）

本研究の目的は、先行研究を踏まえた上で、過失相殺法理の日米の比較を試みるとともに、わが国の過失相殺法理の解釈論・立法論を考える上で一定の示唆を得ることにある。総論的研究と各論的研究に分け、いずれも、わが国の過失相殺法理の研究から明らかになった視点をも踏まえて検討した。総論では、過失相殺法理の進展にあつて、日米において大きな影響を与えたのは、交通事故の激増であったことが明らかになった。ただ、日米では、出発点が異なる。アメリカでは、被害者に過失があると損害賠償請求は否定される寄与過失の法理からがとられていた。これに対して、わが国では、民法は過失相殺を規定している。この点が、その後の過失相殺法理の進展に重要な影響を与えている。また、不法行為につき、わが国では、一般的な規定が設けられているのに対して、アメリカでは、故意不法行為、過失 不法行為、厳格責任に分かれている点、さらにアメリカでは陪審制がとられている点も重要である。ただ、過失相殺法理の進展に、わが国では、大きな影響を与えている責任保険の発展が、アメリカにおいては、どのように影響を与えてきたのか等について、さらに検討する必要がある。各論にあつては、過失相殺の根拠、過失の判断基準、過失相殺能力、被害者側の過失、故意不法行為と過失相殺、厳格責任と過失相殺、詐欺行為と過失相殺、共同不法行為と過失相殺等について、より詳しいアメリカ法との比較研究を行った。

（英文）

The purpose of this paper is to study contributory negligence doctrine in comparison with the United States Law. This study consists of general discussion and a detail one. In the former, I found out some background of differences between contributory negligence in Japan and the US. In the latter, I conducted more detailed comparative law studies on justification and conditions of contributory negligence, contributory negligence of children, imputation of acts of third persons as contributory negligence, deceit and contributory negligence, contributory negligence and several tortfeasors and so on.